

# AZInsight

AZSA / KPMG NEWS LETTER エージーインサイト

Volume

17

2006  
October

- ・平成18年9月中間期に適用される新会計基準等について
- ・金融商品取引法の成立について
- ・日本版LLCおよびLLPの概要と活用
- ・支配株主が変更した場合の繰越欠損金の利用制限について
- ・事業継続マネジメント (BCM) の実際
- ・海外トピック – グローバル

# 金融商品取引法の成立について

あずさ監査法人 シニアマネジャー 辻前 正紀

本年6月に成立した金融商品取引法のうち、開示制度についての主要な改正点を中心に概要をまとめています。

## I はじめに

図表 1 金融商品取引法の章立て

第1章	総則
第2章	企業内容等の開示
第2章の2	公開買付に関する開示
第2章の3	株券等の大量保有の状況に関する開示
第2章の4	開示用電子情報処理組織による手続の特例等
第3章	金融商品取引業者等
第3章の2	金融商品仲介業者
第4章	金融商品取引業協会
第4章の2	投資者保護基金
第5章	金融商品取引所
第5章の2	外国金融商品取引所
第5章の3	金融商品取引清算機関等
第5章の4	証券金融会社
第6章	有価証券の取引等に関する規制
第6章の2	課徴金
第7章	雑則
第8章	罰則
第9章	犯則事件の調査等
附則	

平成18年6月7日に「証券取引法等の一部を改正する法律」(証券法等改正法)および「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、6月14日に公布されました。これにより証券取引法は全面的に改正されて「金融商品取引法」(いわゆる投資サービス法)となり、株式・債券といった伝統的な有価証券に限られないさまざまな金融商品に包括的・横断的に適用される法制が整備されました。今回の改正は、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、貯蓄から投資に向けての市場機能の確保および金融・資本市場の国際化への対応を図ることが目的とされ、いわゆる投資サービス規制、開示制度、取引所制度の整備が行われ、罰金・課徴金が引き上げられました。同時に、銀行法、保険業法などの関係法律が改正され、利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制が適用されるようになりました。

金融商品取引法の内容は、図表1の章立てにあるように多岐にわたっています。また、今回の改正は相当な分量となっていることから、本稿では、開示制度についての主要な改正点を中心にとりあげています。

なお、金融商品取引法の政令・府令については今後整備されることもあり、本稿では具体的数値等について参考として記載している箇所もあります。

## II 改正の主な内容

### 1. 投資サービス規制の整備

投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な制度を整備するため、主に次の改正が行われています。

#### (1) 金融商品取引法への改正

金融商品取引法の目的は図表2に示されるとおりであり、今回の法改正では、現在の縦割業法を見直し、幅広い金融商品を対象とする法制を整備するため、金融先物取引法等(図表3)が廃止、証券取引法に統合されました。これに伴い、「証券取引法」の題名を金融商品取引法(いわゆる「投資サービス法」)に改正するとともに、規制対象となる業者の法律上の名称(証券会社から金融商品取引業者へ)、協会の法律上の名称(証券業協会から金融商品取引業協会へ)、取引所の名称(証券取引所から金融商品取引所)等が変更されました。なお、「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用されます。

図表 2 金融商品取引法の目的

企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行うものに関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行および金融商品の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展および投資者の保護に資することを目的とする（1条）。

図表 3 廃止される法律

- ・外国証券業者に関する法律
- ・有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
- ・抵当証券業の規制等に関する法律
- ・金融先物取引法

## (2) 有価証券の定義の整備

### 1 集団投資スキーム

金融商品取引法では、投資性の強い金融商品・サービスに、すき間なく同等の規制を課す観点から、既存の利用者保護法制の対象となっていない「集団投資スキーム」(いわゆるファンド)に関する包括的な定義規定が設けられています。すなわち、組合契約、匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約等にもとづく権利で、当該権利を有するものが出資または拠出した金銭を充てて行う事業から生ずる権利の配当または当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利(出資者全員が出資対象事業に関与する場合等を除く)、「集団投資スキーム持分」、信託受益権および抵当証券等が、有価証券とされました(2条1、2項)。なお、いわゆる商品ファンドについては、現在は商品ファンド法(商品投資に係る事業の規制に関する法律)の規制対象ですが、組合型か信託型かを問わず、みなし有価証券として取り扱われ、金融商品取引法の対象となります(2条1項14号、2項15号)。

また、集団投資スキームに関連して、組合等による短期売買規制の見直しが行われています。すなわち、上場企業等の主要株主(総株主の議決権の10%以上保有)の短期売買規制(163、164条)について、現行では、組合について、個々の組合員が株主と解されているため、組合が全体として10%以上保有している場合であっても、個々の組合員の持分に応じた議決権が10%以上にならない限り、主要株主とならないところ、組合等(特定組合等)に関する特例規定が設けられ(165条の2)、特定組合等の財産に属する株式に係る議決権の割合が10%以上の場合、短期売買規制の対象とされることになりました。

### 2 デリバティブ取引

デリバティブ取引についても、現行の金融法制では有価証券デリバティブ取引および金融先物取引のみが対象となっていますが、デリバティブ取引を包括的に対象とする観点から、金融商品(有価証券、預金契約等にもとづく権利、通貨等)または金融指標(金融商品の価格または利率等、気象の観測の成果に係る数値等)にもとづく先物取引、指標先物取引、オプション取引、指標オプション取引、スワップ取引およびクレジット・デリバティブ取引等がデリバティブ取引とされました(2条20～25項)。さらに、新たなデリバティブ

## 会計トピック 2

取引の出現に対して機動的に対応する観点から、取引類型（2条21項6号 22項7号）、原資産（24項4号）および参照指標（25項3号）について、政令で追加できる規定が設けられました。

## 2. 開示規制

開示規制については、次の改正が行われました。

## (1) 公開買付制度の整備

公開買付制度について、市場内外の取引を組み合わせることにより、公開買付けの規制を受けずに3分の1超の株式の買付けをすることができるなど、現行制度について指摘されてきた問題点の改善を図るため、以下の改正が行われました。

## 1 公開買付規制の適用範囲の明確化

市場内外等の取引を組み合わせ、6月を超えない範囲内で政令で定める一定期間以内に一定割合を超える株券等の買付け等（当該期間内に取引所有価証券市場外等において一定割合を超える買付け等を行う場合に限る）を行うことで、株券等所有割合が特別関係者と合計して3分の1を超える場合には、当該株券等の買付け等は公開買付けによらなければならないとされました（証取法・金商法27条の2第1項4号）。

## 2 買付者が競合する場合における公開買付けの義務化

他の者が公開買付けによる買付け等を行っている場合において、株券等所有割合が3分の1超の者が6月を超えない範囲内で政令で定める一定期間内に一定割合を超える当該株券等の買付け等を行うときは、公開買付けによることが義務付けられました（証取法・金商法27条の2第1項5号）。

## 3 公開買付けの買付条件の変更等の柔軟化

公開買付者が、対象者が株式分割等を行ったときは買付け等の価格引下げを行うことがある旨の条件をあらかじめ付した場合には、買付け等の価格引下げが認められることになりました（証取法・金商法27条の6第1項第1号）。これは、いわゆる買収防衛策に関連して、公開買付者と対象会社との公平なバランスを確保する観点から、対象会社による株式分割や株式の無償割当て等（政令事項）により株価が希釈化された場合には、公開買付者に不測の損害を与える可能性があることから認められたものです。

## 4 意見表明報告書の提出の義務化

公開買付けにおける投資者への情報提供を充実する観点から、公開買付けの対象者に、公開買付開始公告から政令で定める期間内に、当該公開買付けに関する意見その他を記載した意見表明報告書を提出することが義務付けられました（証取法・金商法27条の10第1項）。また、意見表明報告書において対象者から質問がなされた場合、公開買付者は、政令で定める期間内に、当該質問に対する回答その他を記載した対質問回答報告書を提出しなければなりません（証取法・金商法27条の10第11項）。意見表明報告書、

対質問回答報告書は公衆縦覧されます（証取法・金商法27条の14）。

#### 5 対象者の請求にもとづく公開買付期間の延長

対象者は、意見表明報告書に公開買付者に対する質問および公開買付期間の延長請求を記載することができます（27条の10第2項）。対象者から公開買付期間の延長請求があった場合には、公開買付期間は政令で定める期間（30営業日）に延長されます（同条3項）。

#### 6 全部買付けの義務化

株主を保護する観点から、公開買付者が、公開買付の後の所有割合が政令で定める割合（3分の2）以上の場合、応募株券等の全部を買い付けることが義務付けられました（証取法・金商法27条の13第4項）。

### (2) 大量保有報告制度の整備

大量保有報告制度について、特例報告に係る報告期限・頻度の見直し、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化、大量保有報告書の電子提出の義務化等が行われました。

#### 1 特例報告の提出頻度等の整備

機関投資家の特例報告制度に係る報告期限・頻度等について、投資者に対して一層の透明性が確保されるよう、現行の原則3ヶ月ごと翌月15日以内から、毎月2回以上設けられる基準日（おおむね2週間ごと）から5営業日以内に短縮されました（証取法・金商法27条の26第1、3項）。

#### 2 特例報告対象者が重要提案行為等を行う場合の特例

特例報告対象者が発行者について重要提案行為等を行うことを保有目的とする場合（事業支配目的の場合）には、特例報告制度は適用されず、迅速に大量保有報告書を提出することが義務付けられました（証取法・金商法27条の26第1項）。

#### 3 大量保有報告書の電子提出の義務化

大量保有報告書についてはEDINET（電子開示システム）による提出が義務付けられました（証取法・金商法27条の30の2）。

### (3) 企業内容開示制度の整備

開示規制に関しては、投資商品の流動性に着目した開示制度を整備する観点から、流動性の高い上場有価証券の発行者に対する四半期報告制度、財務報告に係る内部統制報告制度、経営者による確認書制度の義務付けなどの制度整備が行われました。

#### 1 四半期報告制度の導入

上場会社等は、適時な財務・企業情報の開示を確保するため、四半期報告書の提出が義務付けられました。すなわち、有価証券報告書を提出しなけ

## 会計トピック 2

ればならない会社のうち、金融商品取引所に上場している有価証券の発行者である会社その他の政令で定めるものは、その事業年度が3月を越える場合は、当該事業年度を3月ごとに区分した期間ごとに、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他の事項（以下「四半期報告書記載事項」という）を記載した四半期報告書を、当該各期間経過後45日以内で政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければなりません。当該会社が内閣府令で定める一定の事業を行う場合（銀行など）には、四半期報告書記載事項のほか、当該会社の経理の状況その他の事項を記載した四半期報告書を、当該期間経過後60日以内で政令で定める期間内に、内閣総理大臣に提出しなければなりません（24条の4の7第1項）。四半期報告書は監査対象となります（193条の2第1項）。

また、上場会社等以外の会社も任意で四半期報告書を提出することができます（24条の4の7第2項）。

## 2 内部統制報告制度

適正な財務・企業情報の開示を確保するため、上場会社等に、内部統制報告書の提出が義務付けられました。すなわち、上場会社等は、事業年度ごとに、財務報告に係る内部統制（当該会社の属する企業集団および当該会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制）について内閣府令で定めるところにより評価した報告書（内部統制報告書）を有価証券報告書とあわせて内閣総理大臣に提出しなければなりません（24条の4の4）。内部統制報告書は、公認会計士または監査法人の監査対象となります（193条の2第2項）。

## 3 確認書制度

上場会社等に、有価証券報告書、四半期報告書および半期報告書について、その記載内容が金融商品取引法令にもとづき適正であることを確認した旨を記載した確認書を当該有価証券報告書等とあわせて提出することが義務付けられました（24条の4の2、24条の4の8、24条の5の2）。

## 4 組織再編成に係る開示制度

組織再編成（合併、会社分割、株式交換等）による新株発行等にかかわる企業内容等開示制度が整備されました。すなわち、組織再編成により、新たに有価証券が発行され、またはすでに発行された有価証券が交付される場合において、以下に該当する場合には当該有価証券の発行または交付に関し届出を行わなければならないものとされました（2条の2、4条1項）。

当該組織再編成対象会社（吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社等）の株主等が多数であって、かつ、

当該組織再編成対象会社が発行者である株券等に関して開示が行われており、かつ、

当該新たに発行され、またはすでに発行された有価証券に関して開示が行われていない

### 5 企業内容等開示制度の対象範囲の整備

有価証券とみなされる集団投資スキーム持分または信託受益権等のうち、次に該当するものが企業内容開示制度の適用対象となりました（3条3号）。

- イ 集団投資スキーム持分であって、主として有価証券に対する投資を行う事業を行うもの
- ロ 集団投資スキーム持分以外のみなし有価証券であって、イに類似するもの
- ハ その他政令で定めるもの

集団投資スキーム持分を相当程度多数のものが所有することになる場合には、募集・売出しに該当することになりました（2条3項3号、4項2号）。

流動性に乏しい有価証券、具体的には、いわゆる「みなし有価証券（2条2項後段）」については、原則として開示規制の適用除外となりますが（3条3号）、開示規制の対象にならない「みなし有価証券」についても、金融商品取引業者等の行為規制である契約締結前の書面交付義務を通じて、投資者に情報提供されることとなります（37条の3第1項）。

### 6 継続開示義務の免除要件の拡大

募集または売出しにつき有価証券届出書等を提出した有価証券（株券その他の政令で定める有価証券に限る）の発行者である会社は、当該事業年度および当該事業年度の開始の日前4年以内に開始した事業年度のすべての末日における当該有価証券の所有者の数が政令の定めにより計算した数（300名）に満たない場合において、公益または投資者保護にかけられるものではないとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、有価証券報告書の提出義務が免除されることになりました（24条1項ただし書き）。

## 3. 罰則・課徴金

開示書類の虚偽記載および不公正取引の罰則強化等について次の改正が行われました。

### （1）罰則の強化

投資者保護の徹底、公正かつ透明な証券取引の確保を図るなどの観点から、罰則の法定刑の水準が引き上げられました。有価証券届出書・有価証券報告書・公開買付届出書等の虚偽記載、不正行為（証取法・金商法157条）、風説の流布・偽計・暴力脅迫（同158条）や相場操縦行為等（同159条）等については、「現行の5年以下の懲役または500万円（個人）以下の罰金」から「10年以下の懲役または1000万円（個人）以下の罰金」に引き上げられました（同197条1項）。また、有価証券届出書・有価証券報告書・公開買付届出書・大量保有報告書等の不提出、内部統制報告書（新規）・四半期報告書（新規）・大量保有報告書等の虚偽記載やインサイダー取引等については、「現行3年以下の懲役または300万円（個人）以下の罰金」から「5年以下の懲役または500万円（個人）以下の罰金」に引き上げられました（同197条の2）。

### （2）いわゆる「見せ玉」への対応

いわゆる「見せ玉（みせぎょく）」行為について、現行法上、相場操縦行為と

## 会計トピック 2

して刑事罰の対象とされている顧客が行うもの（証取法159条2項1号、3項）について新たに課徴金の対象とされました（証取法・金商法174条1項）。また、証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申し込み行為による相場操縦行為が刑事罰および課徴金の対象となりました（同159条2項1号、3項、174条1項）。見せ玉とは、相場操縦の一手法として株価を誘導するために、約定する意思がないにもかかわらず、市場に注文を出して売買を申し込み、約定する前に取り消す行為をいいます。

## 4. 施行期日

施行期日については、原則として公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（施行日）とされていますが、項目により例外が定められており（証取法等改正法附則1条）、主要部分については次のように整理されます。

## 1 罰則関係

公布の日から起算して20日を経過した日が施行期日とされ（同条1号）、具体的には平成18年7月4日になります。

## 2 公開買付制度など

公開買付制度の見直し、大量保有報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内（平成18年12月13日まで）において政令で定める日が施行期日となります（同条3号）。

## 3 特例報告の見直しなど

大量保有報告に係る特例報告の期限・頻度の見直し、大量保有報告書の電子提出の義務化等については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内（平成19年6月13日まで）において政令で定める日が施行期日となります（同条4号）。

## 4 四半期報告制度・内部統制報告書制度など

四半期開示制度の導入、財務報告に係る内部統制報告制度および経営者による確認書制度は、原則である施行日が施行期日となり（同条注書き）、平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます（証取法等改正法附則15、16条）。

今後、金融庁において、政令・府令等の整備等が進められる予定となっています。

## 参考文献

- ・松尾直彦、岡田大、尾崎輝宏執筆「金融商品取引法制の概要」『商事法務』1771、2006年
- ・小島宗一郎、松本圭介、中西健太郎、酒井敦史執筆「金融商品取引法の目的・定義規定」『商事法務』1772、2006年
- ・谷口義幸、野村昭文執筆「企業内容等開示制度の整備」『商事法務』1773、2006年
- ・神田秀樹監修『速報Q&A金融商品取引法の要点解説』金融財政事情研究会、2006年
- ・三井秀範、池田唯一『新旧対照 金融商品取引法 金商法および関係法令の概要と主要条文』金融財政事情研究会、2006年
- ・松尾直彦執筆「金融商品取引法制の概要について」『JICPAジャーナル』614、2006年

〒162-8551

東京都新宿区津久戸町1番2号

あずさセンタービル

TEL : 03-3266-7500(代表)

FAX : 03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2006 KPMG AZSA & Co.,  
an audit corporation incorporated under the  
Japanese Certified Public Accountants Law and  
a member firm of the KPMG network of  
independent member firms affiliated with  
KPMG International, a Swiss cooperative.  
All rights reserved. Printed in Japan.